

国交省事務連絡の一番肝心な部分について、ご説明をいたします。

国交省事務連絡の一枚目から二枚目にかけての文章「廃棄物の運搬と、廃棄物の処理（収集又は処分）を一体的に実施する場合において、貨物自動車運送事業法の許可等が不要」という部分です。

廃棄物処理法上の収集・運搬業の許可は、運搬だけや収集だけで出されておらず、必ず収集・運搬業ということで行われております。つまりは、収集と一体不可分でない運搬は廃棄物処理業においては存在しないということになりますので、貨物自動車運送事業法の許可等が不要ということになります。

これを環境省の事務連絡では、従前どおりという、言い方で表現してくれています。というのも、国交省は従来から生業一体不可分のものについては、許可不要という理屈をいろいろな分野で使っておられますので、解釈は変更されていないということになります。あるいは、従来、契約ができているのなら、これからも契約ができますよ、という意味でもあります。

また、環境省事務連絡にある「通底する」という文章については、貨物自動車運送事業法の許可は不要けれどもその精神というか目的としているところは、廃棄物収集運搬業の業者さんも目指してくれるとありがたい、という意味になります。

以上、簡単な解説となりますが、よろしくご理解たまわりますようお願いいたします。